いわて木づかいサポーター登録制度実施要領

(目的)

第1 県内の民間事業者の県産木材の利用をサポートするため、県産木材の利用を積極的に提案する工務店等を「いわて木づかいサポーター」として登録し、民間事業者に広く周知することにより、県産木材の利用を一層促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、工務店等とは、岩手県内に本社を置き、県産木材を利用し、 店舗、事業所等の木造化・木質化に係る設計又は施工、木製品の製作、木質燃料の 製造等を行う企業、個人事業主、法人又は団体をいう。

(申請)

第3 登録を受けようとする工務店等(以下「申請者」という。)は、いわて木づかい サポーター登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、知事に提出するもの とする。

(登録の要件)

- 第4 知事は、申請者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす工務店等を、いわて木 づかいサポーター(以下「サポーター」という。)として登録するものとする。
 - (1) 過去 10 年以内に、県産木材を利用した店舗、事業所等の木造化又は木質化の設計、施工、木製品の製作、木質燃料の製造等の実績があること。
 - (2) いわて木づかいサポーター登録に関する同意書(様式第2号)に掲げるいわて木づかいサポーターとして遵守すべき心得に同意できること。

(登録)

第5 知事は、申請書等の内容が登録の要件を満たすと認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

また、申請者にその旨を通知して、いわて木づかいサポーター登録書(様式第3号)(以下「登録書」という。)を交付するものとする。

2 知事は、サポーターを、いわて木づかいサポーター登録台帳(様式第4号)に登 載するものとする。

(サポーターの役割)

- 第6 サポーターは、登録書を事務所内の県民の目に触れやすいところに掲示するも のとする。
- 2 サポーターは、次に掲げる事項に努めるものとする。
 - (1) 民間事業者に対して、県産木材の利用を積極的に提案すること。
 - (2) 県の広報媒体への掲載等に協力すること。

(広報)

第7 県は、サポーターの名称、県産木材の利用に関する取組内容等について、ホームページ等により広く民間事業者に周知を図るものとする。

(変更の届出)

第8 サポーターは、登録内容に変更があった場合は、速やかにいわて木づかいサポーター登録変更届出書(様式第5号)を知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9 サポーターは、登録を辞退する場合は、いわて木づかいサポーター登録辞退届 出書(様式第6号)に登録書を添付の上、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第10 知事は、サポーターが、サポーターとして遵守すべき心得に沿った取組を実施 していないと認められるとき、法令等に違反したとき、その他サポーターとして適 当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付してサポーター にその旨を通知するものとする。
- 3 登録の取消しを受けた場合、サポーターは速やかに登録書を知事に返納するもの とする。

(所堂)

第11 この要領に関する事務は、岩手県農林水産部林業振興課において所掌する。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。